

令和7年度福島県防災アプリ広報業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

日頃から一人一人が自分に合った適切な避難行動について考え、備える「マイ避難」を広く普及させるため、福島県防災アプリのマイ避難シート作成機能によってマイ避難シートを作成した方を対象に、抽選で賞品を提供する「(仮称) アプリで「マイ避難」キャンペーン」(以下、「キャンペーン」という。)を実施する。

また、事業者・団体を対象とした広報を行い、福島県防災アプリの事業者向け安否確認機能の利用促進を図る。

2 業務内容

(1) 業務内容

- ア 専用ホームページサイトの作成、運営、管理
- イ 問い合わせ対応
- ウ 応募状況の確認及び抽選
- エ 賞品の発送
- オ キャンペーンの周知・広報
- カ 事業者・団体への訪問営業活動
- キ 事業者・団体が集まる機会での周知

※詳細は、別紙1「令和7年度福島県防災アプリ広報業務委託仕様書」のとおり

(2) 費用の上限

11,827,000円(消費税及び地方消費税込み)

(3) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)

3 委託業者の選定

企画提案書による審査(書面審査及び対面審査)を行い、最も優れた提案者を選定する。

なお、企画提案書は、別紙1「令和7年度福島県防災アプリ広報業務委託仕様書」及び別紙2「令和7年度福島県防災アプリ広報業務委託の提案課題」に基づき作成すること。

4 委託業者決定までのスケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 募集要領の公表 | 令和7年6月18日(水) |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和7年6月23日(月) |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和7年6月25日(水) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和7年6月27日(金) |
| (5) 参加資格確認通知 | 令和7年6月30日(月) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月 2日(水) |
| (7) 一次審査結果の通知 | 令和7年7月 4日(金) 予定 |
| (8) 二次審査実施日(対面審査) | 令和7年7月 8日(火) 予定 |

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (9) 審査の結果発表及び通知 | 令和7年7月10日(木) 予定 |
| (10) 協議 | 令和7年7月中旬予定 |
| (11) 見積書徴取 | 令和7年7月中旬予定 |
| (12) 契約 | 令和7年7月下旬予定 |

5 質問書の受付

質問については、「プロポーザル方式募集要領等に関する質問書(第1号様式)」により以下のとおり提出すること。

なお、訪問や電話による質問には応じない。

(1) 提出期限

令和7年6月23日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

危機管理課へ持参または電子メールにより提出すること。

※件名は「令和7年度福島県防災アプリ広報業務に関する質問」とし、送付した旨を電話にて連絡すること。

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月25日(水) 17時までに福島県ホームページへの掲載により回答する。(個別の回答は行わない。)

なお、回答にあたっては、質問のあった参加者名は表示しない。

6 参加申込書の提出

当プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和7年度福島県防災アプリ広報業務委託プロポーザル方式参加申込書(第3号様式)(以下、参加申込書という。」「会社概要(第5号様式)」、「業務実績書(第6号様式)」、県税の未納がないことの証明書(コピー可)、消費税の未納がないことの証明書(コピー可)を以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年6月27日(金) 17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

危機管理課へ持参、電子メール、郵送のいずれかにより提出すること。

※ 電子メールにより提出した場合は、送付した旨を電話にて連絡すること。

7 参加資格に関する事項

参加資格の有無については参加申込書を基に確認を行い、その結果を「参加資格確認通知書(第4号様式)」により、令和7年6月30日(月)までに通知する。

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関にお

ける入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合は除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、これに従わなかった者。

（５）県税を滞納している者でないこと。

（６）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（７）県と円滑に連絡調整でき、指示に機敏に対応するための体制を整えておける者であること。

（８）国や地方公共団体等から委託された広報業務又は本業務に類似する業務について履行した実績があり、かつ確実に業務を履行できる者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(参考)

地方自治法施行令第167条の4より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理者として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

8 企画提案書等の提出

当プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（第3号様式）の提出を行った上で、別紙1及び別紙2に基づいた企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月2日（水）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

福島県危機管理課へ郵送又は持参

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 事業経費積算書（任意様式）※経費区分が分かるように具体的に記載すること

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式）

（４）提出部数

ア～ウ ８部（正本１部、副本７部）

９ 企画提案書等提出上の留意事項

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる場合があることに留意すること。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に重大な不備があった場合

エ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

キ 本要領に違反すると認められる場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは認めない。

（３）辞退

「参加申込書」（第３号様式）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等（企画提案書等の作成・提出等）は、すべて参加者の負担とする。

（５）その他

ア 参加者は、「参加申込書」（第３号様式）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあることに留意すること。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

オ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

10 審査及び結果の通知

（１）一次審査（書面審査）

ア 各団体からの企画提案書等の提出を受け、別紙3「令和7年度福島県防災アプリ広報業務に係る審査基準等」により書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して通知する。

イ 一次審査結果の通知 令和7年7月4日（金）予定

ウ 選定されなかった理由については、この通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面で説明を求めることができる。

エ 企画提案書の提出者が3者以下の場合是一次審査手続きを省略することができるものとし、募集要領の参加資格を有し、不適格事項の該当がないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象者とし、その旨を書面で通知する。

（2）二次審査（対面審査）

ア 一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。二次審査結果については、二次審査参加者全員に対して通知する。

（ア）二次審査実施日 令和7年7月8日（火）（予定）

（イ）正式な開催日時及び場所は別途通知する。

（ウ）その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

イ 二次審査結果の通知

（ア）審査結果は、令和7年7月10日（木）（予定）までに二次審査参加者全員に通知するとともに、福島県ホームページで公表する。

（イ）選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとする。

11 契約等

（1）仕様書の協議等

福島県は本業務に関して最も優れた提案を行った者（契約予定者）と仕様書の協議を行うこととする。仕様書の内容は契約予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もあることに留意すること。

なお、協議の結果、契約締結までに至らなかった場合や契約予定者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行う。

（2）契約金額

（1）の協議結果を反映した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し契約金額を決定する。

なお、見積金額は2（2）に示した上限価格を超えないものとする。

(3) 権利

2(3)で示す期間内に生じた画像及び映像等の資料に関する権利については、県に帰属するものとする。これ以外については、協議によるものとする。

(4) その他

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を求めることができる。

12 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県危機管理課 担当：佐藤

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024(521)8651

メールアドレス kikikanri@pref.fukushima.lg.jp